



古典期ローマ相続法における包括承継人

後藤, 弘州

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7081号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007081>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

氏名	ことう 弘州 後藤 弘州
学位の種類	博士（法学）
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	古典期ローマ相続法における包括承継人
審査委員	主査 教授 瀧澤 栄治 教授 浦野 由紀子 教授 渋谷 謙次郎

本論文は、遺贈及び信託遺贈に関する古典期ローマ法について、相続における包括承継人は誰かという問題に注目して、関係諸法文を詳細に分析、検討するものである。問題となり得る諸制度及び各関連諸事例を網羅的に取り上げ、相続において誰がどのような割合で包括承継人となるかを検討し、包括承継人決定における具体的基準の変遷過程を解明し、相続財産の信託遺贈なる制度の理解を一層深め、さらにはローマ相続法全体に関して、新しい視点を提示しようと試みるものである。本論文は、まず、「はじめに」において、古典期ローマ法において誰がどのような割合で包括承継人になるのかが、これまで相続財産の信託遺贈以外の諸制度と関連させて包括的に議論されてこなかったことを指摘し、遺言による相続人の指定、遺贈、信託遺贈、そしてそれらを制限する種々の立法が複雑に交錯するローマ相続法を、上述の視点から解きほぐし、ローマの法学者たちの相続に関する基本的な考え方、問題の解決方法を明らかにする重要な手がかりを得ることを課題として設定する。

本論文は、これに続いて、第1章から第6章より構成され、第1章「古典期ローマにおける遺言」から始められている。ローマの相続において最も根幹をなすのは「遺言相続」であり、まずは遺言制度が分かり易く説明されている。そして、相続人指定が遺言において不可欠の構成部分であったこと、その意味で特に誰が包括承継人であるかは問題とならなかったこと、しかし相続人には厳格な資格制限があり、そのため別の方法で包括承継人を作る方法が考え出されることになり、その結果「相続人」が必ずしも「包括承継人」とは扱われなくなる原因となったことを指摘する。

第2章では、部分遺贈と、相続財産の信託遺贈が扱われ、両者において、相続財産全部あるいはその一部を取得する受遺者は、どのような扱いを受けたのかが検討される。部分遺贈においては、受遺者は、ユスティニアヌス帝の時代に至ってもなお包括承継人とは扱われなかったが、相続財産の信託遺贈においては、信託遺贈受遺者は、当初は同じく包括承継人として扱われなかったものの、トレベリウス元老院議決（紀元後56または57年）により包括承継人としての地位を与えられ、改革が行われたこと、しかし、ペガスス元老院議決（ウェスパシアヌス帝時代）によりトレベリウス元老院議決の適用が制限され、信託遺贈が、遺贈義務を負う相続人の相続分の四分の三を超える場合、信託遺贈受遺者は包括承継人とはならないこと、トレベリウス元老院議決が適用される場合であっても、包括承継の割合が実際の取得割合ではなく指定された割合となることが指摘されている。そして、相続財産の信託遺贈においては、以上の二つの元老院議決が適用された結果、誰が包括承継人となるのか、そしてその割合はどうなるのかという問題が、実際に取得する財産と必ずしも連動しない、複雑な構造を有していたと結論づけ、このことがローマの相続法を理解する上で重要な点であることを指摘している。

第3章においては、まず古典期ローマ法における遺贈が、主にガイウス『法学提要』の叙述の検討をもとに、詳細に論じられている。遺贈には、物権遺贈、債権遺贈、許容遺贈

および先取遺贈の四類型が存在し、それぞれが効果を異にしていたこと、そして先取遺贈に関しては、学派間でその理解に違いがあったこと、しかし、各遺贈方式は、方式の治癒を認めて遺贈の無効を回避しようとするネロ元老院議決の制定により、その意義を失っていくこと、さらに、実際の遺贈は、(素人たる)遺言人が遺言の有効性確保のため複数の遺言方式を組み合わせることが多く、ここでも遺贈の無効を阻止するため、方式の相違が無視されていき、方式の重要性が低下していくことが説明されている。次に、上述の四類型の中の先取遺贈と先行遺贈に関して、両者の意義を巡って学説上争いがあることを指摘し、具体的な事案を例としてあげながら、それぞれの見解の相違が詳しく論じられている。そして、この問題において鍵となる「自己負担無効の原則」の適用とはどのような根拠によるものかについて、法文の分析、学説の検討がなされている。以上の遺贈の考察を前提として、さらに、相続人に対して遺贈がなされ、しかしその相続人が取得する相続財産のすべてについて、信託遺贈義務が課された事案が検討される。ここでは、古典期盛期の法学者ユーリアヌスの見解(D. 35, 2, 86)と後期の法学者ウルピアーヌスの見解(D. 36, 1, 19, 3)が分析されている。相続人でありながら同時に受遺者となる者に関して、相続人としての遺贈義務分については遺贈は無効となる(「自己負担無効の原則」)こともあって、具体的な配分計算は法学者により異なり、また文言によっても異なるものの、ペガス元老院議決の適用範囲であるために、原則として、指定された相続人が包括承継人となり、信託遺贈受遺者が包括承継人となることはなかったとの結論を導き出している。

第4章では、ある特定の物について相続人となるように指定がなされた場合が検討される。まず、確定物に関する相続人指定についての伝統的な分類、当該相続人が単独相続人である場合(第一類型)、共同相続人の全員に確定物に関する相続人指定がなされた場合(第二類型)、そして確定物に関して指定された相続人と通常の指定により指定された相続人が混在する場合(第三類型)の三分類に従って、各類型ごとに包括承継人となるのは誰か、そしてその割合はどうなるのかが検討されている。第一類型に関しては、確定物の単独指定相続人がすべての相続財産を継承するか、指定相続人は確定物のみを得て残りは無遺言相続人が取得する二つの可能性を挙げ、「一部については遺言をなし、一部については無遺言で死亡することはできない」との原則から、ユスティニアヌス帝の時代に至ってもなお解決方法としては前者であり、ただ特別な場合に限り後者の解決があり得たことを指摘する。第二類型では、包括承継人は誰かという問題は生じないこと、しかし、遺産分割においては各相続人が指定された確定物を得ることが、パーピニアヌスの時代に一般的なものとなることを、そのためこの場合にはいかなる割合で包括承継人となるのかという問題が生じ、パーピニアヌスおよびウルピアーヌス法文の検討により、取得する価値の割合ではなく、持分割合で承継することを明らかにし、その理由を解明する。第三類型に関しては、これを論じる学説彙纂法文はなく、古典期以後のCodex Gregorianus 3, 4, 1を検討し、ここから古典期の法学者たちの見解を推測するという方法がとられ、先の勅法における同じ見解が採用されていたのではないかと結論づけ、いずれの相続人も包括承継人となり、その割合も確定物の価値とは無関係であったとする。

第5章では、相続人に指定された者が、個別のものは自己に留保するが、相続分はこれをすべて信託遺贈として受遺者に交付する義務を負わされた場合(個別的な留保の事例)が、検討の対象とされる。第5章は、(一)個別的な留保とは、(二)学説史、(三)若干

の検討そして(四)確定物に関する相続人指定との関係という四節からなり、学説および関係法文が詳細に検討されている。(一)では、個別的な留保の特徴を簡潔に述べているとしてマルキアーヌス法文(D. 36, 1, 31, 3)を取り上げ、個別的な土地や金銭を保持して自己の相続分を信託遺贈する負担を課せられた相続人は、相続人ではあるが包括承継人とは扱われないことを指摘する。このような特殊な扱いがなされる個別的な留保を巡っては、種々の見解が提示されており、続く(二)において、詳細な学説の検討、整理がなされている。その際、相続人は個別物を遺贈として取得するのか相続権により取得するのかという取得原因は何かという問題、そして第二に、遺贈として取得するとした場合には、その部分は、相続人が留保可能な「ファルキディウス法の四分の一」に含まれないはずであるにもかかわらず、法文上は含まれていることをいかに説明するかという問題に視点を絞り、検討がなされる。取得原因に関する第一の問題につき、相続権説、遺贈説が紹介され、遺贈説を採るもののその構成の仕方を異にする各学説が分類整理されている。ファルキディウス法との関連を巡る第二の問題に関しては、フランス人文主義法学のCujasの見解も含め、詳細な分析がなされている。相続権説は、個別物がファルキディウス法の四分の一に含まれていること、従って相続を原因とすることによりその説明を容易にすることにむしる力点が置かれていることを指摘し、遺贈説に関しては、遺贈でありとしながらファルキディウス法の四分の一に含まれることの説明が可能であることを明らかにするものとする。そして、遺贈説に立った上で、新たな法的構成を提案すべく、検討を試み、相続人が個別物を取得した上で包括承継人としての地位が信託遺贈受遺者に移転することは法文上可能とされていること、さらにこの場合相続人は個別物を取得し、ファルキディウス法の保護を受けることも可能であるが、それは、ペガス元老院議決が適用されることで相続人のみが包括承継人として扱われたのではないかと結論づけている。そして最後に、個別物の留保の事例と確定物に関する相続人指定との関係について検討が行われ、両者の完全な同一視はできないこと、前者では相続人は個別物を遺贈として取得するものの相続債務は免れること、後者では確定物が遺贈として構成されるところまでは到達したが、相続人は依然債務を持分割合で負担することを指摘し、このような取り使いの違いについて、信託遺贈に関する個別物の留保においては実務上の必要から、もはや個別物しか得ない相続人を包括承継人としなないことが突出され、この先駆的な解釈が後に確定物に関する相続人指定にも影響を与え、ユスティニアヌス帝の時代には両者が同じものとされるに至ったとする。

最後の第6章では、これまで取り上げてきた、(1)相続財産の信託遺贈が行われる場合、(2)相続人は遺贈を受け、自己の相続分はすべて信託遺贈として交付する義務を負う場合、(3)確定物に関する相続人指定がなされる場合、および(4)個別的な留保の事例という四つの事例について、あらためてその検討結果を整理した上で、誰が包括承継人となるのかという視点から、受遺者に対して包括的な財産が付与される(1)と、それとは逆に相続人に個別財産のみが付与される(2)から(4)の二つに分類整理し、各制度間の関係について分析がなされ、以下の結論が導き出される。誰が包括的承継人となるのかについては、古典期のはじめはあくまで指定された相続人が包括承継人であり、受遺者は取得する財産とは無関係に個別承継人とどまること、従って包括承継人の決定は、取得財産ではなくて、どのような人として指定されたのか(相続人なのか受遺者なのか)だけが重要であったこと、

しかし、その後、取得される財産を基準とする考え、すなわち包括的に財産を取得する者が包括承継人であるとする考えが、トレベリウス元老院議決および個別的な留保の事例における改革により、徐々にローマにおいても生成されていき、これがすべての制度に影響を与えていったこと、しかし、古典期では完全な達成を見ることはなく、ようやくユスティニアヌス帝の時代に完成すると結論づけている。

最後の「おわりに」において、本論文の検討結果が簡潔にまとめられた上で、包括承継人の判断基準の変化が「承継」概念そのものの変化を意味するものなのか、それとも相続法における単なる判断基準に留まるものなのかという問題が未解決であることを、今後の残された研究課題であるとして、稿が閉じられている。

本論文は、古典期ローマ法において、誰が包括承継人となるのかを問題として設定し、遺贈および信託遺贈に関するローマ法律文献著作（ガイウス『法学提要』、ユスティニアヌス法典〔とりわけ『学説彙纂』〕）を詳細に分析し、また学説を批判的に整理し、関係する諸制度ごとの（ときにきわめて複雑となる）各事案（相続財産の信託遺贈が行われる場合、相続人は遺贈を受け、自己の相続分はすべて信託遺贈として交付する義務を負う場合、確定物に関する相続人指定がなされる場合、および個別的な留保の事例）を網羅的に取り上げ、検討し、包括承継人決定における具体的基準の変遷過程を解明しようと試みたものであり、まずなによりも、以下の二つの点で高く評価することのできる業績である。第一に、我が国における業績として高く評価することができる。これまで遺贈および信託遺贈に関する個別研究が日本においてなされてはきたが、他の分野と比較して劣るところがあったと言わざるを得ない。本論文は、一つの大きな視点から、遺贈および信託遺贈について包括的に検討した、初めての試みであると言っても良く、その功績は大きい。第二に、（諸外国で同じ研究領域として行われている）ローマ法研究としても、学術的に大いに意義のあるものとして評価することができる。

本論文の特徴は、これまで、その先駆けとしての部分遺贈も含め、相続財産の信託遺贈に関してのみ、相続財産債権・債務の信託遺贈受遺者への引き継ぎがテーマとして意識されてきたに過ぎないところ、誰が包括承継人となるのか（そしてその割合は）というより一般的な問題意識から、関係する各事案を列挙し、それぞれについて指定された相続人と受遺者の関係について分析を行っているところにある。そして、検討対象は、確定物に関して相続人の指定がなされ、しかし財産は包括的に遺贈される場合、相続財産すべてが信託遺贈される場合等の複雑な事案であるが、本論文の著者は、これらを丹念に解明しており、伝統的なローマ法研究の手法について、十分な能力があることを示している。第2章においては、相続人が自己の相続分の四分の三を超える信託遺贈義務を負い、従って（ファルキディウス法の四分の一を信託遺贈にも適用する）ペガス元老院議決が適用可能となる（相続財産の信託遺贈受遺者を相続人の地位におくトレベリウス元老院議決は適用されない）が、任意で相続財産を承継し、しかし四分の一を自己に留保することなく全部を信託遺贈受遺者に交付する事案に関して、G. 2, 257 と Mod. D. 36, 1, 47 を取り上げ、ガイウスが、相続財産売買の問答契約の締結に言及し、従ってあくまで包括承継人は相続人のみであるとするのに対して、別の解決方法を示すモデスティヌスの見解を引用し、ここでは相続人が故意に相続を拒絶し、法務官の強制による相続承継をして、トレベリウス元老院議決の適用を受けるという手段が推奨されている点に注目する。以上の分析において、本論文の著者が法文を検討する力を十分に有していることを示し、そしてその水準の高い能力が、注引用のものも含めきわめて多数の法文の検討において発揮されている。また第5章において、個別的な留保の事例（指定相続人は個別物を自己に留保するものの、相続分すべてを信託遺贈しなければならない事例）を検討しているが、特に個別物とファルキディウス法の四分の一との関係を巡って学説の錯綜した状況を見事に整理し、個別物

の留保においては、相続人による相続財産の取得、個別物の留保、そして相続分の信託遺贈受遺者へ交付という実際の財産移転の時間的経過が無視され、はじめから相続人は遺贈のように確定物を取得したと構成されたのではないかとの自説が展開されている。これもまた、法文の検討、学説の整理、新たな見解の提示という点で、外国の学説の単なる紹介の域をはるかに超えた、高い評価に値する業績といえることができる。

もっとも、本論文で示された包括承継人の判断基準に関する時間的な変遷過程、すなわち古典期初期までの指定された相続人が包括承継人であるとする大原則、そして受遺者は取得する財産とは無関係に個別承継人ととまること、従って包括承継人の決定は、取得財産ではなかったこと、しかし後に包括的に財産を取得する者を包括承継人とする扱いが、トレベリウス元老院議決の適用解釈、個別的な留保の事例における改革によって徐々に生成され、やがて他の制度全般に影響を及ぼし、最終的にユスティニアヌス帝において完成を見るとの見解は明快であり、新たな知見を学界にもたらすものとしてその寄与するところ大であるが、では何故そのような変化が生じるに至ったのか、本論文で扱われたさまざまな法制度を導入、改革する必要性、その社会・経済的背景はどこにあるのか、といった問題に対する言及が見られない、と言う批判が可能かもしれない。しかし、本論文の著者は、最後において、「承継」概念の変化を今後の課題として提示しており、社会・経済的な背景についての考察は、今後の研究において十分に期待することが出来るものと思われる。

本論文は、ローマ相続法研究として高い学問的価値を有するものであり、審査委員は、本論文の著者である後藤弘州氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成30年 3月 6日

審査委員 主査 教授 瀧澤 栄治

教授 浦野 由紀子

教授 渋谷 謙次郎